

2020年市議会6月通常会議請願

- [請願第2号](#) 国民健康保険料の引き下げ拡充を求める請願
- [請願第3号](#) 全ての子どもが安全で健康的な給食及び食事支援が保障されることを求める請願
- [請願第4号](#) 子どもたちの学びを保障する教育環境を求める請願
- [請願第5号](#) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困難を抱える私学に通学する児童生徒を支援することを求める請願
- [請願第6号](#) 就学援助の学校給食費相当額の支給を求める請願

国民健康保険料の引き下げ拡充を求める請願

【紹介議員：共産、清正】

請願趣旨

突然世界を襲った新型コロナウイルス感染症の拡大が、国民の生活、営業、生命等に甚大な負の影響を及ぼしています。この滋賀県・大津市に於いても、クラスター感染が発生した大津市役所は一時閉鎖され、医療現場ではマスクや消毒備品が逼迫し、学校の休校が続いています。

政府は緊急事態宣言を出し、国民には外出と営業の自粛を要請しました。これに伴ない国民健康保険料を納める対象の、中小自営業者や非正規労働者も仕事と収入が激減し、生活不安がかつてなく広がっています。

ご存知の通り、国民健康保険は、医療保険の中で加入者の所得がもっとも低い反面、1人当たりの保険料は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍にのぼります。また、保険料は年間所得の2割近くにもなり、支払いの限界を超えています。更に、家族の数に応じて負担が増える「均等割」があるため、子供が増えれば増えるほど保険料があがり、少子高齢化対策が喫緊の課題となる中で、時代に逆行するような制度になっています。

このような状況を解決するために、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、「1兆円の公費投入」（全国知事会）など、国の財政投入により国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げを求めています。高すぎる国保料を引き下げ、格差を解消することは、住民のくらしと健康をまもるためにも、国保の持続可能性と医療保険制度全体の安定のためにも重要な課題です。新型コロナウイルス感染症で苦しむ市民が多い中では、なお更、くらし・福祉最優先に税財政に見直して、必要な財源を確保すべきです。

このような中、本年5月7日予定の国保運営協議会は、新型コロナウイルス感染防止対応で止むを得ず中止して、紙ベースで意見を募り、確認する作業が行われましたが、その中で、今年度の保険料率は、モデル世帯（所得200万円、40歳夫婦子ども1人の3人世帯）で、2019年度に賦課された保険料（369,810円）と比較して、2,140円引き下げの367,670円、-0.58%にすることが示されました。滋賀県の示した標準保険料よりも下がったことは幸いです。しかし、新型コロナに関わって暮らしが大変になっているときに、十分な措置とは到底言えません。また、均等割の減免も盛り込まれませんでした。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。今こそ、生活に苦しむ市民が、安心して払える国保料にして、権利としての医療を保障するという視点が求められます。

以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め請願を致します。

請願項目

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に苦しむ市民が安心して払える保険料になるよう、2020年度の国民健康保険料を、更に引き下げる対策を講じて下さい。
2. 国が示した、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する国保料減免基準を、大津市とし

て柔軟に運用し、対象者を拡充して下さい。また新しく創設される、国保の新型コロナ感染罹患に対する傷病手当金対象者も、被用者に限らず、フリーランスや事業主にも拡充して下さい。

3. 全国知事会など地方団体も要求してきた公費投入を行ない、国民健康保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げることが出来るよう、市議会として国に意見書を提出して下さい。

請願者：大津社会保障推進協議会

全ての子どもが安全で健康的な給食及び食事支援が保障されることを求める請願

【紹介議員：共産】

請願趣旨

学校再開にあたり、6月22日からの給食再開は保護者にとっても子どもにとっても大変うれしい決定でした。しかし、臨時休校期間ならびに再開後も、弁当を持参することは栄養バランスの面からも無理があり、食中毒の発生しやすい時期でもあり保護者にとって大変不安が大きいものです。まして厳しい家計のやりくりで経済的な負担も大きいものです。

5月13日付文科省事務連絡「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等」では、休校中でもそうした児童生徒に対する配慮が必要としたうえで、様々な工夫で給食に近い食事あるいは簡易な食事を提供したりする支援を認め、各地のとりくみを紹介しています。

小学校低学年の子どもが朝からお金を持ってお弁当を買いに行ったり、中学生が十分な昼食をとれずに部活動に参加したりすることのないように、大津市内の子どもたちが、学校再開後、学習や規則正しい生活に集中でき心身共に健康に過ごすために有効な手立てを検討し、給食又は昼食の支援を行ってください。

以下請願します。

請願項目

1. 6月22日の給食開始以前についても給食に近い食事あるいは簡易な食事を全員が喫食できるようにしてください。
2. 7月27日から31日までの給食を引き続き実施してください。
3. ただちに家庭で弁当を用意できない児童生徒のために昼食を支援する手立てをとってください。

請願者：新日本婦人の会大津支部

子どもたちの学びを保障する教育環境を求める請願

【紹介議員：共産、清正】

請願趣旨

長期の休校により、子どもたちには学習の遅れと家庭環境による格差が広がっています。学校は課題プリントの配布をして家庭学習を促すなどの努力をして下さいましたが、まだ習っていない基本的な知識を授業を受けずに理解することは大変難しく、保護者がどれだけ関われるかによって大きな差が生まれています。新型コロナウイルス感染防止による学習への影響は次なる感染拡大の波も予想され、カリキュラムの修正などにより来年度に至るまでつづく予想されます。今後もきめ細かな取り組みが教員に大きく課せられます。そのためにも1教室での子どもの人数は少なくすることが必要です。

また、子ども達の健康を守るために、教室も新しい生活様式に沿って例外なく「身体的距離が確保」できる条件を整え少人数学級にすることは保護者の切実な要望です。

しかし、今のままの教職員数では40人授業をせざるを得ない学校が大半です。国の第2次補正予算案で盛り込まれた教員増は3,100人で、全国の小中学校の10校に1人しか増やすことができません。一人一人の状況に合わせた支援ができるよう、以下請願します。

請願項目

1. 小中学校の教員を増やすための財政措置をとり、継続的雇用など処遇を厚くして人材を確保してください。
2. 養護教諭、スクールカウンセラーなど、子ども、保護者からの相談を専門的な知識をもって受けられる人材を各校に配置または相談窓口を設置してその周知をし、教職員に対応の負担がかからないようにしてください。
3. 清掃・消毒・給食配膳・オンライン整備などのための支援員を確保してください。
4. 特別支援を受ける児童生徒にはより一層の支援員の配置をしてください。

請願者：新日本婦人の会大津支部

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困難を抱える私学に通学する 児童生徒を支援することを求める請願

【紹介議員：共産、清正】

請願趣旨

新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機的状況の中、すべての子どもに教育を受ける権利を保障する就学援助制度の運用が大変重要になっています。本市においては新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯について、年度途中においても申請を受付け審査し、認定を可能とする措置をしていただきました。しかしながら要綱に基づく認定の対象を「市立小中学校、国立小中学校または県立中学校に就学している児童生徒」となっているため、私立に通う小中学校の児童生徒は対象となっていません。

今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機はかつてない広い範囲に及び、私立に通う児童生徒の世帯も例外ではなく、経済的困難により学費をはじめとする学業に必要な費用の納入が困難になっている事態が生まれ、通学が継続できない危機に直面し、子どもの心を大きく傷つけています。

文部科学省の令和2年3月24日付通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」でもこうした状況を鑑み、「必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。」としています。大津市民で義務教育を受けるものであれば、等しくこの制度が適用されるよう次のことを請願いたします。

請願項目

1. 私立の小中学校に通う児童生徒の世帯に対しても新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については就学援助制度を適用し、規定に基づく就学援助費を支給して支援を行うこと。

請願者：新日本婦人の会大津支部

就学援助の学校給食費相当額の支給を求める請願

【紹介議員：共産、清正】

請願趣旨

新型コロナウイルス感染拡大による未曾有の経済の危機的状況の中、すべての子どもに教育を受ける権利を保障する就学援助制度の運用が大変重要になっています。

3月から休校になり、福祉的側面でも大切な学校給食が提供されず、家計に大きな負担がかかっています。そのため、全国的にも滋賀県内でも少なくない自治体ではセーフティネットとして休校中も給食や昼食を提供し、多くの児童生徒が利用をしています。

文部科学省の令和2年5月19日付事務連絡「各都道府県教育委員会要保護児童生徒援助費補助金（学校給食）担当課あて」では、休校中においても学校給食費相当額を支給することを認める通知がだされています。

本市としても子どもの育ちに大切な食事がたとえ1食分でも守られるよう、以下の項目を要望します。

請願項目

1. 就学援助を受けている世帯に対し、3月1日から6月22日までの給食費相当分を支給してください。

請願者：新日本婦人の会大津支部